

令和 4 年度 政務活動費支出整理簿

会派名 無所属

氏名 上条 幸哉

項目	調査研究費		
費目	旅費		
整理番号	月 日	支出額 (円)	支 出 内 容
1	8 / 2	126,910	調査視察 旅費・宿泊費 (沖縄県那覇市、石垣市) (日程、視察先等は調査視察等届出書等に記載)
1-1	0 / 0	0	航空券 鹿児島⇄那覇 53,980円
1-1	0 / 0	0	タクシー代 ホテル→真和志庁舎 1,120円 石垣空港→石垣市役所 2,210円
1-2	0 / 0	0	航空券 那覇⇄石垣 石垣市宿泊代 46,900円
1-2	0 / 0	0	バス代 鹿児島空港→鹿児島中央 1,300円
1-3	0 / 0	0	那覇市宿泊代 11,000円 鹿児島市宿泊代 10,400円
2	12 / 21	130,110	調査視察 旅費・宿泊費 (沖縄県南城市、豊見城市) (日程、視察先等は調査視察等届出書等に記載)
2-1	0 / 0	0	航空券 羽田⇄那覇 那覇市宿泊代 93,500円
2-2	0 / 0	0	JR乗車券・特急券 本八戸→浜松町 30,490円
2-2	0 / 0	0	タクシー代 ホテル→那覇空港 1,330円 那覇空港→ホテル 1,890円
2-3	0 / 0	0	かりゆし水族館チケット代 2,400円 バックヤードツアー代 500円
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
小計		257,020	備 考
合計		257,020	

※案分による支出の場合は、案分率等を支出内容欄に記入してください。

第3号様式（第6条、第8条関係）

令和4年7月12日

会派名 無所属
代表者名 上条幸哉様

氏名 上条幸哉



調査視察等届出書

八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により、次のとおり届出します。

- 1 旅行者 上条 幸哉 議員
- 2 期間 令和4年8月2日（火）～ 令和4年8月4日（木）
※7月31日及び8月1日、8月5日は行政視察による調査視察。
- 3 場所 沖縄県那覇市、石垣市
- 4 目的及び内容 那覇市
・自立支援事業（不登校児童・生徒）の取り組みについて
・若狭公民館について
石垣市
・石垣牛のブランド化について
・尖閣諸島を取り巻く状況について
- 5 支出可能額（上限額） 144,010円
【内訳は、旅費額計算書（第4号様式）に記載のとおり】

第4号様式 (第6条、第8条関係)

旅 費 額 計 算 書

旅 行 日 程			旅 費 計 算 の 基 礎							
行	日	時刻	区 分	基 数	単 価	金 額	備 考			
行	8/2	川内駅発 7:20	早見表							
き	8/2	那覇空港着 11:35								
帰	8/4	石垣空港発 13:15								
り	8/4	川内駅着 21:57								
経路・滞在地 ※別紙のとおり			鉄道運賃	46.1k	950	950	鹿児島中央→川内			
			急行料金	特						
				急						
			特別車両料金							
			航空運賃	2	29,740	59,480	鹿児島⇄那覇			
				1	30,040	30,040	那覇→石垣			
				1	25,540	25,540	石垣→那覇			
			路線バス	1	1,600	1,600	川内駅前→鹿児島空港			
				1	1,400	1,400	鹿児島空港→鹿児島中央			
			宿泊料	2	12,500	25,000	8/2 那覇市泊 8/3 石垣市泊			
			旅行雑費							
			小 計						144,010	
			合 計 (小計×人数)						144,010	1人

無所属 上条議員 行政視察行程

行程

日程：令和4年7月31日（日）～8月5日（金） 視察先：鹿児島県薩摩川内市、沖縄県那覇市、沖縄県石垣市

月日	行程	宿泊地
7月31日 (日)	議員派遣による行政視察 (7/31 八戸市→薩摩川内市移動、8/1 薩摩川内市視察)	
8月1日 (月)		
8月2日 (火)	<p>●移動日</p> <p>7:20発 川内 → (バス 南国交通) → 8:36着/10:05発 鹿児島空港 → (ソラシドエア83) → 11:35着 那覇空港 → ホテル</p>	那覇市泊
8月3日 (水)	<p>●那覇市視察（9:00～11:00）、石垣市視察（14:30～16:30）</p> <p>8:30発 ホテル → 9:00～11:00 那覇市 真和志庁舎 → 11:30着/12:40発 那覇空港 → (日本トランスオーシャン609) → 13:40着 石垣空港 →</p> <p>14:30～16:30 石垣市役所 → ホテル</p>	石垣市泊
8月4日 (木)	<p>●移動日</p> <p>ホテル → 13:15発 石垣空港 → (ソラシドエア44) → 14:10着/18:00発 那覇空港 → (ソラシドエア86) → 19:20着/19:50発 鹿児島空港</p> <p>→ (空港連絡バス・鹿児島市内線) → 20:28着/21:04発 鹿児島中央 → (JR鹿児島本線) → 21:57着 川内 → ホテル</p>	薩摩川内市泊
8月5日 (金)	議員派遣による行政視察 (薩摩川内市→八戸市移動)	

令和4年8月31日

会派名 無所属
代表者名 上条幸哉様

氏名 上条幸哉



調査視察等報告書

令和4年7月12日付けで届出した調査視察等を実施したので、八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により次のとおり報告します。

- 1 旅行者 上条 幸哉 議員
- 2 期間 令和4年8月2日(火) ～ 令和4年8月4日(木)
※7月31日及び8月1日、8月5日は行政視察による調査視察。
- 3 場所 沖縄県那覇市、石垣市
- 4 行程 別紙のとおり
- 5 支出額 123,580円
3,330円(タクシー代 ※比較対象外)
- 6 概要 別紙のとおり

無所属 上条議員 行政視察行程

行程

日程：令和4年7月31日（日）～8月5日（金） 視察先：鹿児島県薩摩川内市、沖縄県那覇市、沖縄県石垣市

月日	行程	宿泊地
7月31日 (日)	議員派遣による行政視察 (7/31 八戸市→薩摩川内市移動、8/1 薩摩川内市視察)	
8月1日 (月)		
8月2日 (火)	<p>●移動日</p> <p>7:20発 川内 → (バス 南国交通) → 8:36着/10:05発 鹿児島空港 → (ソラシドエア83) → 11:35着 那覇空港 → ホテル</p>	那覇市泊
8月3日 (水)	<p>●那覇市視察（9:00～11:00）、石垣市視察（14:30～16:30）</p> <p>8:30発 ホテル → 9:00～11:00 那覇市 真和志庁舎 → 11:30着/12:40発 那覇空港 → (日本トランスオーシャン609) → 13:40着 石垣空港 →</p> <p>14:30～16:30 石垣市役所 → ホテル</p>	石垣市泊
8月4日 (木)	<p>●移動日</p> <p>ホテル → 13:15発 石垣空港 → (ソラシドエア44) → 14:10着/18:00発 那覇空港 → (ソラシドエア86) → 19:20着/19:50発 鹿児島空港</p> <p>→ (空港連絡バス・鹿児島市内線) → 20:28着 鹿児島中央 → ホテル</p>	鹿児島市泊
8月5日 (金)	<p>7:21発 鹿児島中央 → (JR 鹿児島本線) → 8:22着 川内</p>	議員派遣による行政視察 (薩摩川内市→八戸市移動)

領収書等貼付用紙

項目	調査研究費	費目	旅費	整理番号	1 - /
領収書等貼付欄					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  40990 - 220801 - 0158 - R </div> <h3 style="text-align:center;">領 収 書</h3> <p style="text-align:center;">上条 幸哉 様</p> <p style="text-align:center;">¥53,980 (税込)</p> <p style="text-align:center;">(クレジット支払い ¥53,980 含む) (消費税10%対象 ¥53,980 (税込))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 8/2 鹿児島 - 沖縄 ○ 8/4 沖縄 - 鹿児島 <p>但し、旅客運賃料金として、上記の金額正に領収致しました。</p> <p style="text-align:center;">株式会社ソラシドエア 本領収書は再発行不可となります。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; line-height: 30px;">印紙</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 発行所 KOJ (LSN: 40990) 発行年月日 2022/08/01 担当 [REDACTED] # L </div>					
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">上条幸哉様</p> <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">領収書</p> <p>毎度ご乗車ありがとうございます。 車両番号 120号 2022年08月03日</p> <p>乗車料金 ¥1120円</p> <p>立替金 円</p> <p>上記の通り正に領収致しました。</p> <p>西武タクシー (資) 沖縄県那覇市辻1-16-13 TEL (098) 868-7508 お忘れ物やご要望がありましたら 上記のTELまでご連絡下さい</p>			<p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">上条幸哉様</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">領 収 書</p> <p style="text-align: right;">No. 3448</p> <p>日付 2022年08月03日</p> <p>車番 0315 0000</p> <p>基本運賃 ¥2,210円</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">合計 ¥2,210円</p> <p>上記の様に領収致しました 毎度ご乗車有り難うございます タクシーのご用命は</p> <p>石垣島タクシーコールセンター 0980-82-4649</p> <p>合同会社 南西交通 沖縄県石垣市大浜139-1 TEL 0980-82-1566</p>		
<p style="font-size: 1.5em;">[Handwritten Signature]</p>			<p style="font-size: 1.5em;">[Handwritten Signature]</p>		

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	調査研究費	費目	旅費	整理番号	1-2
領収書等貼付欄					

221819335
2022年7月29日

領 収 書

上条幸哉

様

金額 ¥46,900.-

上記の金額正に領収いたしました。

※但し、航空券代・宿泊代等として

取扱番号：31337324

出発日：2022年8月3日(水)

発行所：JAL eトラベルプラザ

備考：クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

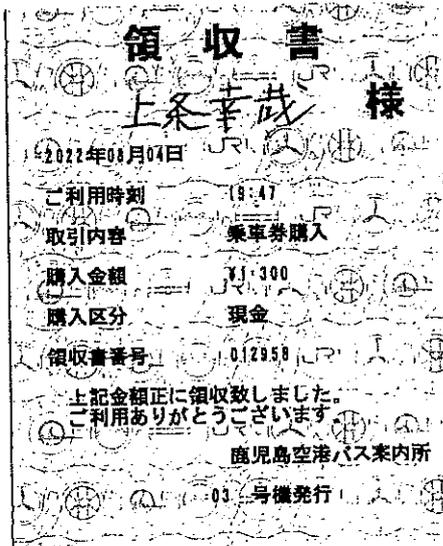
株式会社ジャルパック

〒140-8658 東京都品川区東品川12-4-11 野村不動産天王洲ビル

JALダイナミックパッケージ 050-3155-3330

(電話受付時間 09:00~18:00)

※ 8/3~4 那覇~石垣往復航空券代及び宿泊代(1泊)



※ 鹿兒島空港~鹿兒島中央(本レ)バ

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	調査研究費	費目	旅費	整理番号	1-3
領収書等貼付欄					

No 046990

日付 (Date) 2022年 8月 2日

領 収 証
(RECEIPT)

Messers

上条 幸哉 様

金額				¥	11	000
----	--	--	--	---	----	-----

但し ご飲食代として ご宿泊代として
 商品代として

(In payment of)

PAID

2022.8.-2

上記の通り領収致しました。
The above sum was received by us.

税率	税抜金額	10	000
	消費税等	1	000
税率	税抜金額		
	消費税等		
取 引 内 訳	免税金額		
	宿泊税		
入金内訳	現金小切手		
	商品券		
	銀行振込		
	電子マネー		
	QR・バーコード		
	クレジット		
	ポイント		
	相 殺		

印 紙

部署名	取扱者
(宿泊)	

パシフィック観光産業株式会社

〒900-0036
 沖縄県那覇市西3丁目6番1号
 TEL 098 (868) 5162
 FAX 098 (862) 9103
 Pacific Tourism Industry Inc.
 3-6-1 NISHI NAHA OKINAWA

領 収 書
お名前 上条 幸哉 様

2022/08/04 080404109396

金額 ¥10,400-

但し ご宿泊代として

上記金額正に領収致しました。

印紙税申告納
付につき福岡
税務署承認済

ソラリア西鉄ホテル鹿児島

本社(作成場所)株式会社西鉄ホテルズ
 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-16-1

視察報告書

視察日 令和4年8月3日

視察地 那覇市

視察項目 1, 不登校児の自立支援事業について

2, 若狭公民館の取り組みについて

視察議員 上条幸哉

視察調査概要 (別紙のとおり)

1, 不登校対策事業について

[概要]

不登校児童や生徒に対して、その原因や悩みに応じて、相談室、自立支援教室、学習支援室他、さまざまな支援体制を整え、多種多様な支援を行っている。

○相談室「はりゆん」を設置し、心理士等による、不登校児童生徒や保護者に対して、教育相談・支援を行い、悩み等の改善につなげる。同時に教職員のメンタルヘルス、校内研修等への職員の派遣を行っている。

○自立支援教室（3教室）

・「あけもどろ学級」心理的・情緒的不安が要因で登校できない子ども達に安心できる居場所を与え、人間関係の改善を図り、学校適応の促進と社会的自立を図っている。

・「きら星学級」非行や遊び等で不登校となっている児童生徒に対して、体験活動等を通して、日中の居場所を確保し、学校への適応や、将来の社会への適応を図っている。

・「むぎほ学級」

貧困家庭で不登校となっている児童生徒に、日中の居場所を確保している。

○学習支援室「ていんぼう」

学習支援員が学習の補助・支援を行っている。全国最下位の高校進学率の向上を目指している。

○教育相談支援員

教育相談支援員を全小中学校に配置し、不登校児童生徒や保護者の相談に応じ、支援に取り組んでいる。

○街頭指導

専任指導員や全中学校区に配置された青少年指導員が、不良行為等がよく見られる繁華街や公園、ゲームセンター・カラオケボックスや学校周辺のたまり場を巡回し、徘徊する青少年に積極的に声がけを行い、帰宅を促している。必要に応じて、関係機関と連携を取り、早期対応や未然防止に努めている。

[質問]

○大学生による支援についてどのように募集されるのか？

市内のいくつかの大学と協定を結び、教員志望の方や心理学専攻の生徒等にご協力いただいている。

○先生方のメンタルヘルスへの対応はどのように行っているか？

先生方が、ダイレクトに、教育委員会に相談できる体制を整えている。担当の

守秘義務はもちろんだが、校長先生経由で相談が来ることもある。

○八戸市のスクールアシスト事業に当たるものはあるか？

学習支援員をトータルサポートスタッフとして会計年度任用職員を各校に1名配置している（小中学校計53校）。その他、教科ごとの支援員や、雑務を行うスクールサポートスタッフ等、常駐・パート・ボランティアを合わせると市内で500名を超える体制を取っている。

○学習支援室「ていんぼう」が塾がわりに使われることはないか？

基本的にはない。学校との連携で、不登校と認知されている子のみを対象としており、塾に通える子は除いている。

○いじめ等の被害にある子の相談を受け入れる体制は？LINE等を使う考えはないか？

全ての児童生徒に申告できるカードを配っている。LINE等で受け入れる方法もあるが、その場合は受け入れ態勢が課題となる。

○街頭指導に親は取り組んでいるのか？

青少協等による支援が主となる。その中には一部親もいる。保護者も経済的状況等、様々な課題を持つケースがあり、親の相談窓口も設置している。

○多種多様な取り組みに驚くが、今後の課題はどの辺りにあるか？

やはり、予算が課題。より良い支援体制を整えるためには人的なものが最も大きく、その場合、予算が限界を画することとなる。さらに、沖縄は所得が全国でも低く、より良い教育を実現するためには、社会・経済環境の整備も同時に必要となることから、地域社会とのさらなる連携が課題と考える。

[まとめ]

ご担当の方々は、謙遜され、不登校の数が日本一だと繰り返し仰っていたが、むしろ、現場での課題を直視し、それを隠すのではなく、きっちりと受け止め、吸い上げる体制ができていることは評価すべき大切なポイントであり、今回の学びの1つとなった。そしてさらに、これらの課題に対して、学校と教育委員会、さらには地域社会が力を合わせ、多種多様な支援を行う体制を整えられていることには、関係者の熱意とその献身的な姿勢に感動を覚えた。これまで、誠実に、ケーススタディを積み重ねて来たことによって、現在の体制ができているものと思われる。

八戸市においては、青森県内では他市にない「スクールアシスタント」を配置する等して努力しているが、さらに、今回の那覇市の取り組み等を範として、「いじめ等の子どものシグナルをキャッチする体制の充実」、「不登校児のそれぞれの課題に応じた支援体制の整備」、「地域社会によるさらなる支援体制の構築と連携」等に活かしていきたい。

以上

2. 若狭公民館の取り組み

[概要]

若狭公民館について平成27年から指定管理者制度を導入。3年ごとに契約。令和3年度からは5年間に契約延長。現在の体制となっている。2,200万円/年を指定管理料としている。直営化したことにより、人員の流動が不要になったことが最大のメリット。

(以上、那覇市久場主査)

公民館の目的は「集う、学ぶ、結ぶ」ことにより、住民の自治能力の向上を図ること。若狭公民館エリアの特色として、那覇には公民館が7館しかなく、若狭公民館の対象住民は5万6千人。自治会(町内会)は加入率13.1%。繁華街にあり、生活保護率が高い。那覇市は外国人増加率が高く、その中でも当エリアは特に外国人が増加している地域。「学習支援活動」(学生等ボランティアによる学習支援)、「パーラー公民館」(外に出張して公民館事業を開催)、「外国人支援事業」(コロナ禍にあって、食糧支援等を行う。県や市からはどのように取り組んでいるか勉強に来る。ネパール大使館から職員を招いて交流会)。公民館としてどのような役割を果たすべきか、そのためにどのような場を設置していくかが重要と考えている。公民館が様々な企画をするというより、いろいろな団体と連携しながら、その方々の特徴を活かし、より自立的に活動できるよう取り組んでいる。ひとり暮らし高齢者や外国人等、社会的に弱い立場にある方々の支援には創意工夫して取り組んでいる。

(以上、宮城館長)

[質問]

○どのようにして事業を選び、取り組まれているのか。

一緒に話し合い、多様な声を聞き、小さく始める。そこから関係者を巻き込みながら、必要な取り組みへと、徐々に動きを大きくしている。

Ex) 増加する外国人を怖く感じるとの声⇒公民館でコミュニケーションする機会を設ける⇒大使館からも職員に来て頂き交流の輪を拡げる。

○運営主体はどのように変遷して来たか?

市の直営から、任意団体による運営、NPOによる指定管理者制へと移って来た。

○館長はどのような仕事をし、どのような経緯で館長となられたか?

美術の非常勤講師から、公民館のアルバイトをするようになった。その後、直営の非常勤館長、指定管理者であるNPO法人の館長となった。

○指定管理者と直営で、できることできないことは？

基本的に変わらないと思う。制度そのものより、人が大事。どのような人を配置するか（どのような人が立ち上がるか）、その方を中心に、どのようにして支える人材を教育するかがポイントと考える。

[まとめ]

広報誌を1万部以上発行しながら、その費用はすべて広告収入で賄っており、「無料英会話教室」「防災紙芝居」「シングルマザー支援」「パーラー公民館」（出張公民館）といったオリジナルの企画に取り組まれている点に感銘を受けた。ところで、公民館運営について、直営方式から指定管理制度移行にともなう、運営方式の変遷について学びたいと考えて選んだ今回の視察項目であったが、直営時代から指定管理制度に至るまで館長を勤めて来られた宮城館長の説明によれば、それによるメリットは「人事異動が無くなり人が変わらなくてよくなったという点くらい」であり、重要なのは、志のある人が館長になり、志を同じくするスタッフを育成することであるとの説明だった。また、事業取り組みについては、初めから予算ありきでスタートするのではなく、小さく始め、当事者・関係者の意見を聞きながら、そのニーズに応える形で事業を拡大することで、より効果的な事業展開が可能となり、かつ、大きな失敗・リスクもなくなるという点に共感した。このやり方こそ民間発想であり、逆にこれは、指定管理制度にしなくても真似できるものであるとも感じた。

今回の学びを、今後の八戸市の公民館運営と、（公民館に限らず）指定管理制度を導入する際の考え方として、大いに活かしていく所存である。

最後に、当初、コロナの影響で、宮城館長は参加できない可能性があると同っていたが、当日、宮城館長と那覇市の担当者久場主査が、それぞれ、若狭公民館にリモートでつなぎ、丁寧にご説明頂いたことで、とても有意義な内容となった。ご尽力頂いた若狭公民館、並びに那覇市の関係者の皆さまには、心から感謝を申し上げたい。

以上

視察報告書

視察日 令和4年8月3日～4日

視察地 石垣市

視察項目 1, 尖閣諸島を取り巻く状況について

○市役所にて説明(3日)

○「石垣市尖閣情報発信センター」現地視察(4日)

2, 石垣牛のブランド化について

○市役所にて説明のみ(3日)

視察議員 上条幸哉

視察調査概要(別紙のとおり)

1, 尖閣諸島を取り巻く状況について

[概要]

〈尖閣諸島のこれまでの経緯〉

尖閣諸島は、石垣市の行政区域。最も大きな魚釣島は石垣島の北西約 170 キロ。島々が尖がっているため尖閣諸島と呼ばれるようになった。1895 年には政府が日本の領土として、尖閣諸島を正式に沖縄県の一部として定めた。明治の頃、多い時は 200 名を超える人々が住まいしていた。1919 年中国福建省の漁師一家 31 人が遭難した際、石垣市の人々が手厚く看護したことに対し、中国政府は石垣市長に感謝状を送ったという。その際の感謝状には、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」と書かれており、当時の中国が尖閣諸島を日本の領土だと認識していたことが残されている。しかし、1969 年に石油埋蔵の可能性があると報告されてから、中国は初めて、領有権を主張するようになり、それは今日まで続いているという。公式には、戦後、米国領となっていた尖閣諸島が、1972 年に日本領土として復帰している。

なお、尖閣諸島には、アホウドリ、センカクモグラ、オオアジサシ、セグロアジサシ、カツオドリといった貴重な動物たちが住んでおり学術研究が待たれる。

〈市としての取り組み〉

○子ども向けガイドブック「たんけん尖閣諸島」(別添)を作り、市内の全児童生徒に配布している。

○石垣市尖閣諸島情報発信センターを石垣港利用ターミナルへ設置

⇒こちらについては現地にて視察。標杭が陳列されていた。(別添「尖閣諸島開拓記念の日式典配布資料」参照)

○尖閣諸島開拓記念の日式典を毎年 1 月 14 日に開催。

○尖閣資料館、及び、デジタル資料館の設置を計画中。

○漁業者のための船留りや灯台等を新たにすると訴えている。

○議会では度々国等へ「意見書」を提出している。

[質問]

○国の所管はどちらになるか？

内閣府、内閣官房の領土主権対策企画調整室。

○デジタル資料館の設置を準備中とのことだが、国または県の支援はあるか？

国は資料等を作ってはいるが、資料館設置等への支援は今のところない。東京都にも展示室を設置している。琉球大学が学術調査をした。県は資料を集める等での支援。

○ふるさと納税に関する寄付金はどのくらいか？

令和2年度のふるさと納税「尖閣枠」は1億2千6百万円程度。寄付金は平成24年から令和3年度末で800万円程度集まっている。

○絶滅危惧種はどのようなものがあるか？

アホウドリ、センカクモグラ等あり。

○市長が島近海に乗船していかれたとの報道があったが、どのようなものか？

今年1月に石垣市海洋調査を行う一環として、海洋調査船に乗船した。しかし、中国の海警局の船がいるため上陸はせず遠目で一周まわって帰って来た。

○中国の船はどのくらいの頻度で現れるか？

接続海域にほぼ毎日現れている。領海に入ることもあり。基本的に2～4隻。日本側が近づこうとすると、近海に近づけないようにぴったりと着けてくる。

○日本側の体制は？

海上保安庁は14隻の体制。

○自衛隊駐屯基地を建設中とのことだが？

地对空、地对艦ミサイル基地になる予定だが、特に尖閣のみを対象とするものではない。

○市議会で「意見書」を出したと聞くが？

市議会で繰り返し意見書を出している。国に多くの意見書が届くと思うが、その中の一つとして、流されてほしくはない。

[まとめ]

国家レベルで取り組むべきことを、石垣市が単独で取り組まなければならないことに、大きな矛盾を感じた。しかしながら（国が諸般の事情からそのような取り組みができないとする中）市が単独でも、これに取り組む必要性を感じ、そのために、国や県といった各方面に働きかけながら、市議会においては繰り返し「意見書」（別添）を出すなどして、市としてできることに、全力で取り組んでいる状況を目の当たりにし、特に、わが市は複数の自衛隊基地を有することもあり、地方議員であっても、国民・住民の安全を守るためには、市内の課題だけにとどまらず、日本国内の行政課題や、日本を取り巻く国際問題にまでも、広く知見を広げる努力を怠ってはならないことを改めて認識した。

（なお、以上の説明を受け、石垣港利用ターミナルの2階に設置された「石垣市尖閣諸島情報発信センター」を視察した。尖閣諸島の今日に至る歴史が説明され、映像が流され、それぞれの島の名前が書かれた標杭が陳列されていた。日本人の誰もが観てしかるべき大切なものであるが、観光客であふれる1階フェリーターミナルの賑わいに比して、観覧者はほとんどおらず、改めて、この問題を広く伝える必要性を感じた。）

2. 石垣牛のブランド化について

[概要]

石垣地域の気候は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均気温 24.3 度と一年を通じて温暖な気候だが、夏から秋にかけて襲来する台風や冬の季節風は、農作物の生育を阻害する大きな要因となっている。総農家数は令和元年度は 586 戸で、平成 27 年度に比べると農家は 196 戸減少している。パイナップル、水稻、葉タバコ、マンゴー等を生産しているが、肉用牛の占める割合は 6 割を超え、重要産業となっている。令和 2 年度の飼育頭数は 23,286 頭。飼育農家戸数は 493 戸。1 戸当たり平均 47 頭と飼育規模が大きいことが特色。国内有数の和牛子牛繁殖地域として位置づけられる。平成 13 年の沖縄サミット晩さん会で食されたことで名声が高まり、平成 20 年、地域団体商標「石垣牛」を特許庁より登録が許可されたことで、需要を増やして来た。地元で食べて頂くブランドと位置付けているのが特徴。

「石垣牛」の定義は、次の通り。

1. 八重山郡島で生産・育成された登記書及び生産履歴証明書を有し、八重山郡内で生後概ね 20 ヶ月以上肥育管理された純粋の黒毛和牛の去勢及び雌牛。
2. 出荷期間は、去勢で 24～35 か月、雌で 24～40 ヶ月の範囲以内。
3. 品質表示は、日本食肉格付協会の格付を有する枝肉
特選：歩留等級 (A・B) 肉質等級 (5 等級・4 等級)
銘選：歩留等級 (A・B) 肉質等級 (3 等級・2 等級)
4. 1～3 までの条件を満たした枝肉に対して「石垣牛」ラベルを発行する。

[質問]

○安定供給ができなくなることがあるとのことだが？

子牛の方が育成期間が短く、リスクも少ないため、子牛の内に売り出してしまおう方が、収入が安定的なため、石垣で育てる（肥育）農家が少なくなる。これを増やす仕組みづくりが課題。

○子牛の内に全国各地に売られた石垣牛は、その後どのようなブランドとなるのか？

全国各地の名産和牛となる。全国の肉牛農家が、石垣から子牛を買って、ご当地の和牛としている。

○肉牛は暑さには強いのか？

乳牛は暑さには弱いですが、石垣牛は比較的暑さに強いといえる。

○肉牛以外に、例えば水稲についても売り出していると聞くが？
「日本で一番早く出荷できるお米」としてアピールしている。

[まとめ]

石垣牛は、全国へ販路を拡大するのではなく、「石垣に行かなければ食べられない」という希少性を、ブランドの核として売り出して来たという。今回は、市役所のご担当の方からレクチャーを頂いたが、「私どもの知りえない様々な努力があったと認識しています」とのことだった。例えば、消費者へ確実に流通させる方法の確立や、品質を維持するための肥育方法の改善、安定した供給の実現（まだ課題があるとの説明ではあったが）、地元金融機関による生産者への金融支援などが上げられるようだ。最も評価すべきは、地域の最大の農産物である肉牛をブランド化することで、石垣牛という中心軸を、より強固なものにし、観光産業や飲食店等とも連携して、共存共栄の体制を築いて来たことだ。（なお、余談だが、全国の和牛肥育者に、品質の高い子牛を提供している事実から、「和牛の故郷（ふるさと）」として売り出すことを考えてよいのではないかとご担当の方へ提案させて頂いた。）

以上のように、「ブランド化」が生産者の利益のみでなく、地域全体の利益を底上げする力となっている点、当市の水産業や農業の地場産品にも、大いに活かしていきたい。

以上

課長
野崎雅治
Masaharu Nozaki



石垣市 企画部 企画政策課
〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672番地
Tel: 0980-82-1350 Fax: 0980-83-1427
E-mail: m-nozaki@city.ishigaki.okinawa.jp



石垣市役所
企画部 企画政策課 企画係

課長補佐
兼企画係長 慶田城悟
Kedashiro Satoru

〒907-8501
沖縄県石垣市字真栄里672番地
TEL: 0980-82-1350
FAX: 0980-83-1427
e-mail: satoru-k@city.ishigaki.okinawa.jp



石垣市役所
農林水産商工部 畜産課

課長 本原弘也
MOTOHARA HIROYA

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地
TEL (0980) 82-1422 (直通)
FAX (0980) 82-1894 (水産課)
E-mail: hiroya-m@city.ishigaki.okinawa.jp



石垣市議会事務局

議事調査係

主任 仲山慶政
Yoshimasa Nakayama

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地
☎ 0980-82-4054 ☎ 0980-82-1570
✉ naka-y@city.ishigaki.okinawa.jp



友寄永三

〒907-8501 沖縄県石垣市平得

石垣市議会議員

経済民生委員
八重山広域市町村圏事務組合議会議員
ともよせ えいぞう



議長 平良秀之

議会議務局 沖繩県石垣市美崎町十四番地
〒907-8501 電話(0980)82-1405
FAX(0980)82-1570

沖繩県石垣市議会

第3号様式（第6条、第8条関係）

令和4年11月30日

会派名 無所属
代表者名 上条 幸哉 様

氏 名 上条 幸哉



調査視察等届出書

八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により、次のとおり届出します。

- 1 旅行者 上条 幸哉 議員
- 2 期 間 令和4年12月21日（水） ～ 令和4年12月23日（金）
- 3 場 所 沖縄県南城市、豊見城市
- 4 目的及び内容 自治会費の電子決済について
水族館利用促進のための取組について
- 5 支出可能額（上限額） 163,840円
【内訳は、旅費額計算書（第4号様式）に記載のとおり】

旅 費 額 計 算 書

旅 行 日 程			旅 費 計 算 の 基 礎							
行	12/21	本八戸駅発 8:45	区 分	基 数	単 価	金 額	備 考			
き	12/21	県庁前着 17:09	早見表							
帰	12/23	県庁前発 6:30								
	12/23	本八戸駅着 14:33								
経路・滞在地 ※別紙のとおり			鉄道運賃	641.1k	9,790	17,620	本八戸⇄浜松町 (往復割引)			
			急 行 料 金	特	2	6,800	13,600	八戸⇄東京 631.9k		
				急						
			特別車両 料 金		2	5,600	11,200	八戸⇄東京 631.9k		
			航空運賃		2	47,500	95,000	羽田⇄那覇		
			東京モトル		2	500	1,000	浜松町⇄羽田空港		
			ゆいレール		2	210	420	那覇空港⇄県庁前		
			宿泊料		2	12,500	25,000	12/21, 12/22 那覇市泊		
			旅行雑費							
			小 計						163,840	
			合 計 (小計×人数)						163,840	1人

無所属 上条議員 行政視察行程

日程：令和4年12月21日（水）～12月23日（金）

視察先：沖縄県南城市、豊見城市【上条議員】

月日	行程	宿泊地
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">移動日</div> 12月21日 (水)	8:45発 本八戸 → (JR八戸線) → 八戸 → (はやぶさ14号) → 東京 → (JR京浜東北線) → 浜松町 → (東京モルレル) 12:08着/12:20発 12:24着/12:30発 12:46着/13:30発 → 羽田空港第1T → (JAL917便) → 那覇空港 → (モルレル) → 県庁前 16:25着/16:56発 17:09着 ゆいレール・てだこ浦西行	那覇市内 泊
12月22日 (木)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">津波古自治会「自治会費の電子決済について」(10:00～11:00)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">DMMかりゆし水族館「利用促進のための取り組みについて」(14:30～16:30)</div> 10:00～11:00 14:30～16:30 ホテル → 津波古公民館 → DMMかりゆし水族館	那覇市内 泊
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">移動日</div> 12月23日 (金)	6:20発 ホテル → (徒歩) → 県庁前 → (モルレル) → 那覇空港 → (JAL900便) → 羽田空港第1T 6:30発 6:43着/7:35発 ゆいレール・那覇空港行 10:48着/10:58発 → (東京モルレル) → 浜松町 → (JR京浜東北線) → 東京 → (はやぶさ21号) → 八戸 11:02着/11:20発 14:13着/14:25発 14:33着 → (JR八戸線) → 本八戸	

令和4年12月28日

会派名 無所属
代表者名 上条幸哉様

氏名 上条幸哉



調査視察等報告書

令和4年11月30日付けで届出した調査視察等を実施したので、八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により次のとおり報告します。

- 1 旅行者 上条 幸哉 議員
- 2 期間 令和4年12月21日(水) ~ 令和4年12月23日(金)
- 3 場所 沖縄県南城市、豊見城市
- 4 行程 別紙のとおり
- 5 支出額 123,990円
6,120円(タクシー代、水族館入館料
※比較対象外)
- 6 概要 別紙のとおり

無所属 上条議員 行政視察行程

日程：令和4年12月21日（水）～12月23日（金）

視察先：沖縄県南城市、豊見城市【上条議員】

月日	行程	宿泊地
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">移動日</div> 12月21日 （水）	8:45発 本八戸 → (JR八戸線) → 八戸 → (はやぶさ14号) → 東京 → (JR京浜東北線) → 浜松町 → (東京モルール) 12:08着/12:20発 8:55着/9:05発 12:24着/12:30発 12:46着/13:30発 → 羽田空港第1T → (JAL917便) → 那覇空港 → (タクシー) → ホテル 16:25着	那覇市内泊
12月22日 （木）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">津波古自治会「自治会費の電子決済について」(10:00～11:00)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">DMMかりゆし水族館「利用促進のための取り組みについて」(14:30～16:30)</div> 10:00～11:00 14:30～16:30 ホテル → 津波古公民館 → DMMかりゆし水族館	那覇市内泊
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">移動日</div> 12月23日 （金）	ホテル → (タクシー) → 那覇空港 → (JAL900便) → 羽田空港第1T → (東京モルール) → 浜松町 → (JR京浜東北線) 10:48着/10:58発 7:35発 9:45着/10:30発 11:02着/11:20発 14:13着/14:25発 14:33着 → 東京 → (はやぶさ21号) → 八戸 → (JR八戸線) → 本八戸	

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	調査研究費	費目	旅費	整理番号	2-1
----	-------	----	----	------	-----

2022/12/20 3:29

JAL国内ツアー-JALダイナミックパッケージ(領収書表示サービス)

221910029
2022年12月20日

領 収 書

上条幸哉

様

金額 ¥93,500.-

上記の金額正に領収いたしました。

※但し、航空券代・宿泊代等として

取扱番号 : 31654642

出発日 : 2022年12月21日(水)

発行所 : JAL eトラベルプラザ

備 考 : クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

株式会社ジャルパック

〒140-8658 東京都品川区東品川2-4-11 野村不動産天手洲ビル

JALダイナミックパッケージ 050-3155-3330

(電話受付時間 09:00~18:00)

羽田空港 ↔ 那覇空港

那覇市内2泊

領収書等貼付用紙

項目	調査研究費	費目	旅費	整理番号	2-2
----	-------	----	----	------	-----

領 収 証

2022年12月21日

上条幸哉様

金30,490円

ただし、乗車券類代として、上記金額を受領しました。

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

印紙税申告納付につき渋谷税務署承認済

東日本旅客鉄道株式会社
八戸801 No.000008



上条幸哉様

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。

車両番号 99号
ご利用日: 2022/12/23 06:56:30

乗車料金
¥1330円

上記の通り正に領収致しました。

沖東交通グループ

あなたのまちの身近なタクシー

株式会社 東洋交通

沖縄県西原町字小橋川90-1
TEL098-946-5005 FAX098-946-5006

ホテル〜那覇空港

上条幸哉様

領 収 書

2022年12月21日-012

メーター運賃 ¥1,890円

合計 ¥1,890円

現金支払 ¥1,890円

車両番号 0021

ご乗車ありがとうございます

(株)那覇タクシー

沖縄県南風原町字兼城288番地

☎(098)888-0313

FAX(098)888-0315

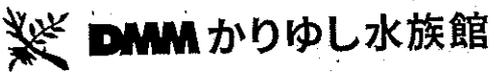
那覇空港〜ホテル

本八戸⇄浜松町

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	調査研究費	費目	旅費	整理番号	2-3
領収書等貼付欄					



領収証

藤川、工藤-上条 様

¥7,200-

(内税額 ¥654-)

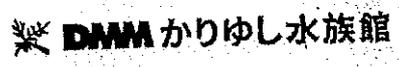
但し、チケット代として
上記金額を領収いたしました。

決済手段：現金
発行日時：2022/12/22 14:20
伝票番号：0320221222000037

株式会社 DMM RESORTS
〒901-0225 沖縄県豊見城市豊崎3-35

7,200円 × 1/3 = 2,400円
(1名分)

藤川、工藤-上条 様



2022年12月22日(木) 14:31 No:0008

2000130200101
4101チケット-ツア-
単500× 3個 内 ¥1,500

小計		¥1,500
内税対象額	10.00%	¥1,500
内税	10.00%	¥136
合計		¥1,500

お預り ¥2,000
(消費税等 ¥136)

お釣り ¥500

軽は軽減税率(8%)対象商品です。

販売:00035056:
責No:00035030:
取引No1141 3点買

1,500円 × 1/3 = 500円
(1名分)

原本は、自由民主・市民クラブの
調査研究費 旅費 整理番号6-3
に貼付

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

視察調査報告書

日 時

令和4年12月22日(木) 10:00~11:00

視察調査地

〒901-1414 沖縄県南城市佐敷津波古144 津波古公民館

視察対応者

南城市津波古自治会 会長 宮城 雄一氏

南城市議会議員 高江洲 順達氏

参加議員

上条 幸哉

視察目的

自治会費の電子決済について

視察調査概要

別紙



視察の概要

自治会費(当市においては町内会費)のキャッシュレス決済導入について調査させていただいた。自治会費のキャッシュレス決済を導入しているのは今回視察調査させていただいた沖縄県南城市津波古自治会で、他に北海道苫小牧市の拓勇東町内会が導入している。

津波古自治会の概要

公民館から11km圏内で約1,600世帯、南城市では最も大きな自治会で、運営は自治会職員が行う。自治会長は選挙で選ばれることが一般的。

導入にあたっての経緯等

システム等に強い自治会職員(60代)からの企画提案で、発案から2~3ヶ月で導入に至った。

初期費用として、通信環境、システム使用料、Tポイント還元のための手数料等の経費については、全国初の取組ということでTポイント運営会社が機材の初期費用の支援をしてくれたこともあり、安価で済んだ。

また、導入については約款等の新規作成や変更等はなく、行政への相談もなし。評議委員会でゴーサインを出し、公民館だよりでお知らせをした。

反対意見はなかったが、Pay Payだけは誰が払ったか分からなくて、やってから失敗に気づき、処理に大変だった。(次号の広報で謝罪)

自治会費を納めることによりTポイントが付与されること、また月払い<半年払い<年払いと、Tポイントの付与率が変えることから年払いにする人が増え、効率が良くなった。導入によって加入世帯が増えたことにより、運用費用分を賄えている。

以前は、自治会職員が全戸を回って自治会費を徴収しており大変な作業であった。

考 察

当市においては、町内会費の徴収は一般的に持ち回りで班長になった方が行っており、何度も家に行ったり、払わない人がいたり手間がかかったり嫌な思いをする班長も多く、班長のなり手、ひいては町内会加入率を下げている。

南城市の場合は一番大きい自治会である津波古自治会が導入し、順調に運用してはいるものの、他自治会の導入には至っていないのは、やはり初期費用の捻出という課題があり、津波古自治会で自治会費を導入した当時の自治会長であり、現市議会議員の高江洲氏が議会において発言をしているとのことである。

導入には、一定以上のデジタルの知識がある人材の必要性や、導入にあたっての研修、導入諸経費、システム改修等が必要ではあるものの、町内会の高齢化が進む中、若い世代に関心を持っていただいたり、町内会の運営を担っていただくきっかけとして、また、津波古自治会では高齢の方の外出機会の創出として公民館での集金を行っているが、さらに高齢化が進んでいる方が外出せずに家でも操作可能という利点もあり、導入時と運用益（津波古自治会では導入により加入率が上がった分で賄っている）のハードルを越えることが出来れば、今後必要不可欠とされる地域による自治力の創出と強化のため、その導入意義は大いにあると考える。



公民館の事務所前には、自治会費の支払いに可能な支払方法がシールで貼られている。



津波古公民館前にて



幸せを感じる街

南城市津波古自治会

会長 宮城 雄一

〒901-1414 南城市佐敷字津波古144番地
電話 098-947-6510 FAX 098-947-6518
mail tsuhakomuraya@gmail.com



南城市議会議員

高江洲 順達

juntatsu takaesu

〒901-1414 沖縄県南城市佐敷字津波古



視察調査報告書

《日 時》

令和4年12月22日(木)

《視察調査地》

DMM かりゆし水族館 〒901-0225 沖縄県豊見城市豊崎3-35

《視察対応者》

DMM かりゆし水族館 館長 市川 大介 氏

《参加議員》

上条幸哉

《視察目的》

DMM かりゆし水族館について

《視察調査概要》

別紙

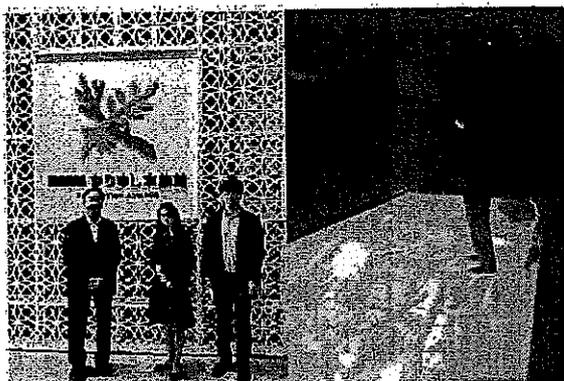
DMM かりゆし水族館について

◇施設概要

豊見城市の大型ショッピング施設「イーアス沖縄」の一角に立地している DMM かりゆし水族館は株式会社DMM RESORTS の運営により、2020年5月にオープンした。約190種類の生物を扱っており、海洋生物のみならず、アマケモノなどの希少な野生動物も展示飼育している。

展示水量は900tであり、バックヤードでは大水槽用のろ過装置が10基が配備されている。

また、60名の職員のうち2割は飼育員専属として、また残りの8割はカスタマーと飼育員を兼務している。



◇施設の特徴

餌やり体験や、バックヤードツアーをはじめとした体験型的水族館として、水槽の中だけではなく、水族館全体の空間を活用したエンターテイメント施設として稼働している。館内の説明掲示板をすべて廃し、QRコードでのアプリで生き物の解説をおこなっている。親会社にあたるDMMのコンテンツを活かした音、光、映像などの演出を活用し、ゲーム感覚で館内を回遊できる。

またコンパクトな箱を活かし、コスプレイベント、一般企業の忘年会など、貸館等の利活用を行っている。

以上のことから、同県には美ら海水族館があるが、差別化を図ることにより、お客さんの取り合いではなく、相乗効果を狙っている。

◇所感

当市の「水産科学館マリエント」を今後、観光コンテンツとしての視点で誘客につなげるべく、その施策の参考とするために当施設の視察を行ったものである。

コロナ禍でのスタートであったものの、当施設はいわゆる「水族館」としての概念ではなく、デジタルを活用した音と光と映像を駆使した総合的施設として運営を活かし誘客につなげていた。資本の大きさはあるものの、その取り組み、特にソフト事業は参考となるものであった。

今後、DX推進を掲げる本市としても、「マリエント」のみならず、児童科学館など親子連れや観光客を意識し、大規模な予算を使わずとも、デジタル、エンターテイメント産業を活用した公共施設の在り方が必要であると考えます。

番場 直行

Naoyuki Bamba

オペレーション本部 本部長
DMMかりゆし水族館 支配人

Head of Operation Division
General Manager of DMM KARIYUSHI AQUARIUM

株式会社 DMM RESORTS
DMM RESORTS Co., Ltd.

本社 Head office
901-0225 沖縄県豊見城市字豊崎3-59
3-59, Toyosaki, Tomigusuku-shi, Okinawa
901-0225 Japan
Tel 098-851-3486

東京オフィス Tokyo office
106-6224 東京都港区六本木3-2-1
住友不動産六本木グランドタワー 24F
3-2-1, Roppongi, Minato-ku, Tokyo
106-6224 Japan

※視察資料は館内QRコード読み取り対応により配布資料なし。